

指定放課後等デイサービスおんぷ 利用契約書

指定放課後等デイサービス「放課後等デイサービスおんぷ」は神奈川県指定を受け運営している、放課後等デイサービス事業所です。
(神奈川県指定 第1452300229号)

令和4年10月改定版

利用契約書

_____（以下、「保護者」といいます。）と特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用児童に対して行う放課後等デイサービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用児童に対し、児童福祉法令の趣旨にしたがって、放課後等デイサービスを提供し、保護者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から障害児通所給付費支給期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条（サービスの内容）

- 1 事業者は、個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載するサービスを提供します。
- 2 なお、利用時間、料金等については、「契約書別紙」及び「重要事項説明書（別表含む）」のとおりとします。事業者は「契約書別紙」及び「重要事項説明書（別表含む）」に定めた内容について予め保護者に説明し同意を得るものとします。
- 3 事業者は、サービス提供に当たり、利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体抑制を行いません。なお、やむを得ず身体抑制を行なった場合には、身体拘束の態様や時間、その際の利用児童の心身の状態並びに身体拘束を行なった理由を記録します。

第4条（個別支援計画の作成）

- 1 事業者は、利用児童が置かれている環境及び日常生活全般の状況を通じて、保護者及び利用児童が希望する療育目標を設定し適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。
- 2 事業者は保護者及び利用児童との面接により実施状況を把握し、6ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 3 第1項および第2項の個別支援計画については、その内容について保護者及び利用児童に説明し、文書によりその同意を得ます。また当該計画について、保

護者に書面で交付します。

第5条（障害児通所給付費支給申請に係る援助）

事業者は、保護者が通所給付費支給期間終了に伴う障害児通所給付費支給申請を円滑に行えるよう、保護者を援助します。

第6条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に関する必要な事項をその都度記録します。
- 2 事業者は、上記諸記録について保護者からの確認を受けます。
- 3 事業者は、サービス提供に関する諸記録を作成し、サービスを提供した日から5年間保存します。
- 4 保護者及び利用児童は、当該利用者に関する1項の諸記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

- 1 保護者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月末日までに利用者に通知します。
- 3 保護者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに（振込もしくは現金の方法で）支払います。
- 4 事業者は、保護者から料金の支払を受けたときは領収証を発行します。

第8条（相談・苦情対応）

- 1 事業者は、保護者及び利用児童からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する要望、苦情等に対し、保護者及び利用児童の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、保護者及び利用児童が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、保護者及び利用児童は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用児童やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

第9条（契約の終了）

- 1 保護者は、事業者に対して（30日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、保護者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、保護者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用児童のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日間以内に支払われない場合
 - ② 保護者又は利用児童が、事業者やサービス従業者または他の利用児童に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
 - ③ やむを得ない事情により事業所を廃止または縮小する場合
- 4 利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害児通所給付費支給期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用児童が施設に入所した場合
 - ② 利用児童が死亡した場合

第10条（連携）

- 1 事業者は、サービスの提供に当たっては、他の児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、サービスの提供終了に際しては、保護者及び利用児童に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用児童及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が利用児童の個人情報を用いることに、保護者は同意します。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用児童又は保護者の同意を得ます。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用児童の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかにその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対処）

事業者は、利用児童の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等必要な処置を行うとともに、あらかじめ届け出られた連絡先に、速やかに連絡します。

第14条（本契約に定めのない事項）

1 利用児童及び保護者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとしてします。

2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、保護者及び事業者は小田原地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者 特定非営利活動法人音楽カレッジみゅう

（事業者名） 放課後等デイサービスおんぷ

（住所） 小田原市久野700-2

（代表者名） 管理者 美濃島恭一

印

保護者

（住所）

（氏名）

（続柄）

印

利用児童

（住所） 同上

（氏名）

契 約 書 別 紙

この契約書別紙は、本契約の条項に基づき、利用児童個別の事項を定めます。

1 提供するサービスの内容

曜日	時間帯	送迎の有無	備考
月	放課後～１７：００	有	
火	放課後～１７：００	有	
水	放課後～１７：００	有	
木	放課後～１７：００	有	
金	放課後～１７：００	有	
土	１０：００～１６：００	有	

*ただし、長期休み等は１０：００～１６：００

2 利用料金

放課後等デイサービスに係る利用者負担額	負担割合なし～上限まで保護者世帯の収入により変動します。
昼食代・おやつ等	一食 ５００円 、おやつ、飲み物等１００円
事業所外活動にかかる交通費	実費
事業所外活動にかかる入場料・入園料	実費
創作活動に係る材料費	教材費として一律５００円/月 *ただし、提供実績がない場合は相当額を繰り越しイベント参加費用などに転用する場合があります。

このほか、利用者の事情により、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

3 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

4 福祉職員処遇改善加算、その他国が定める「加算」等のご負担をお願いする場合がございます。

事業者 特定非営利活動法人音楽カレッジみゆう

(事業者名) 放課後等デイサービスおんぷ

(住所) 法人事務所：小田原市寿町1-7-3

事業所住所：小田原市久野700-2

(代表者名) 理事長 美濃島恭一

印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

保護者

(住所)

(氏名)

(続柄)

印

利用児童

(住所) 同上

(氏名)